

令和3年10月5日（令和3(2021)年度第8号）



全国保育士会委員ニュース

本ニュースは、全国保育士会委員、顧問、監事、都道府県・指定都市保育士会事務局に送付しています。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育士会事務局

〒100-8980
千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-6503
FAX 03-3581-6509
Mail hoikushikai@shakyo.or.jp
<https://www.z-hoikushikai.com>

<ニュースの内容>

- 保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて（第十一報）（令和3年9月21日現在）が発出される（厚生労働省）
- 「長期化するコロナ禍において国民生活を守り抜くための緊急要望」を実施（全社協・社会福祉施設協議会連絡会）
- 「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会（第3回）」が開催される（厚生労働省）
- 社会保障審議会 児童部会 社会的養育専門委員会（第33回）が開催される（厚生労働省）
- 「全社協福祉ビジョン2020」推進事業「ふくし未来塾」第1期塾生募集（全国社会福祉協議会）
- 第48回国際福祉機器展 H. C. R. 2021 のご案内（全国社会福祉協議会、保健福祉広報協会）
- 「令和3年度福祉ビジョン21世紀セミナー」のご案内（全国社会福祉協議会）

◆ 保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて（第十一報）（令和3年9月21日現在）が発出される（厚生労働省）

令和3年9月21日、厚生労働省は標記Q&Aを都道府県、市町村の保育主管部（局）宛てに発出しました。追記・修正された項目は下記のとおりです。

（事務局抜粋 下線部が追記された箇所）

保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて（第十一報）

(令和3年9月21日現在)

問 2 保育所等において感染してしまった子どもが出た場合、市区町村はまず何をすべきか。

○ 都道府県の保健衛生部局等と連携の上、感染者の状況の把握とともに、濃厚接触者の範囲の確認を行い、休園の判断を行ってください(※)。休園に関する措置については「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について(第二報)(令和2年2月25日付事務連絡)」で示しているところです。

※ 令和3年6月4日付厚生労働省事務連絡「感染拡大地域の積極的疫学調査における濃厚接触者の特定等について」において、必要な行政検査が迅速に行われることを目的として、緊急事態宣言対象地域、又はまん延防止等重点措置区域であって、保健所業務の逼迫等により積極的疫学調査を行うことが困難である場合、これら地(区)域に指定されている期間中に限り、濃厚接触者の特定を含む疫学調査の実施について、保健所自らが聞き取りによりその範囲の特定を行わずとも、陽性者が確認された事業所が、保健所業務の補助として、本人の同意を得た上で一定の基準に基づき濃厚接触者やその周辺の検査対象となる者(以下「濃厚接触者等」という)の候補範囲を特定し、濃厚接触者等の候補者リストを保健所に提示することにより、保健所が適切と認定した場合(範囲)において、行政検査として必要な検査を実施することも可能であるとされています。保健所が示す一定の基準に基づく濃厚接触者等の特定や検査機関への検査依頼等の対応も含め、保健所とよく連携をとるようにして下さい。

内容の詳細は下記ホームページの「87」をご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html

◆「長期化するコロナ禍において国民生活を守り抜くための緊急要望」を実施(全社協・社会福祉施設協議会連絡会)

令和3年9月22日、全国社会福祉協議会・社会福祉施設協議会連絡会は、すべての福祉施設・事業所での適切な新型コロナ対策と安心・安全な福祉サービス提供の継続に向けて、全国保育士会ほか12団体の連名による要望書を厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣等に提出しました。

新型コロナウイルス感染拡大では、感染力の強いデルタ株の影響もあり、子どもへの感染も増加しました。保育所等ではクラスターも発生し、厚生労働省が公表しているデータによると、全面休園となる保育所はピーク時に全国で 185 か所に及ぶ事態となりました。

とくに三密回避が困難となる保育所・認定こども園等では、安心・安全な保育業務を継続するための環境づくりが重要になります。今般の要望は、こうした保育所等を含めた福祉施設共通の要望として緊急実施されたものです。

緊急要望（2項目）

1. すべての福祉施設・事業所での総合的な財政支援を継続してください
2. すべての利用者・福祉従事者のワクチン接種等をさらに推進してください

今後とも国民生活を守り抜くために、すべての福祉施設・事業所での適切な新型コロナ対策と安心・安全な福祉サービス提供の継続に向け、構成団体が一丸となり対応していくことが必要になります。各都道府県・指定都市組織におかれても、本要望内容等をご活用いただきながら、引き続き関係機関等への要望活動をよろしくお願いいたします。

要望内容の詳細については、別添をご確認ください。

◆ 「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会(第3回)」が開催される(厚生労働省)

令和3年9月22日、「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会(第3回)」(厚生労働省)が開催されました。

本ニュース第6号でも既報のとおり、この検討会では、「1. 人口減少地域等における保育所の在り方」、「2. 保育所・保育士による地域の子育て支援」、「3. 多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援」、「4. 保育士の確保・資質向上」に関する論点についての協議を行っています。第3回検討会では、「3. 多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援」をテーマに協議が行われました。

【多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援】

【論点】

○一時預かりについて、必要とする人がより利用できるようにするための方策についてどのように考えるか。

【対応の方向性】

○一時預かりの実施が困難な要因を踏まえ、その解消を図るとともに、必要な支援が行われるための方策について、どのような対応ができるのか検討していく。

【対応案】

○一時預かりについて、利用する子どもの状況を事前に保育所等が把握するための仕組みや利用する子どもの年齢に応じた補助の在り方等について、今後検討していくこととしてはどうか。

【論点】

○医療的ケア児、障害児、外国籍の子どもや、家庭環境に特別な配慮が必要な家庭の子どもなど、保育の現場で多様化するニーズについて、待機児童解消の観点も踏まえ、その受入れや必要な支援を進めるための方策について、どのように考えるか。

【対応の方向性】

○現在実施している各種支援を引き続き推進していくとともに、配慮が必要な子どもの実態を把握し、必要な対応を検討していく。

【対応案】

○現在行っている支援について、引き続き推進していくことが重要。

○また、医療的ケア児、障害児、外国籍の子ども以外に、配慮が必要な子どもの状況については必ずしも明らかでないため、こうした実態を把握するとともに、その結果を踏まえ、必要な対応を検討していくこととしてはどうか。

構成員からの意見(事務局抜粋・要約)

【一時預かり】

- ・ 都心部でニーズがあるところでは人材を確保して実施することも可能かもしれない。しかし、地方部などニーズの低いところでは、毎日利用があるわけではなく、週に1,2回問い合わせが入る程度で、対応できずにお断わりすることもある。地域のニーズに応えるために実施しているが、現場としては厳しい状況にある。
- ・ 急なニーズへの対応は、コーディネートも含めて、自治体が調整可能な仕組みを検討することが必要ではないか。園単独での実施では難しい。また、地域によってニーズが異なるため、地域に適した柔軟な仕組みとすることが必要。
- ・ 一時的、緊急的ななかで保育を展開しなければならず、通常の保育とは異なる専門性も求められる。虐待防止の入口にもなり得るような重要な位置だが、幅広い知見や技術などが求められる。資質向上の制度が必要であり、必要なスキルを明らかにするとともに、研修制度を作ることが必要。

【医療的ケア児、障害児、外国籍の子どもや、家庭環境に特別な配慮が必要な子ども】

- ・ 医療的ケア児の受け入れについては、すべてを保育所で担うのではなく、役割分担することが必要。保育所で保育できるような体制を整えることが重要。自治体のなかでの各部局の連携が非常に重要になる。
- ・ 医療的ケア児の受入れには環境面の配慮も必要で、園の努力だけではなく、制度の仕組みとして考える必要がある。保育所に関連機関からの情報が届いていないケースもあり、保育所が求めれば、各機関の連携により、各家庭の情報開示が可能になる仕組みが必要ではないか。また、加配保育士が1人で問題を抱えこんでしまうケースもある。保育士への支援も含め、保育所だ

けが担うのではなく、他職種との連携が重要。

- ・ 公的な医療機関との連携が可能な公立保育所の存在意義をはっきりさせることも必要。
- ・ 外国籍の子どもや家庭への支援については、個別性、文化、人権への配慮も必要になってくるので、保育士を加配すればよいというものでもない。通訳等、どのような人が必要なかを十分に検討する必要もあるが、現在、自治体によって取り組みの差が激しいように感じる。また、人の配置だけではなく、研修も必要になってくる。
- ・ 現在、保育所には虐待によって一時保護されていた子どもも入所してくる、児童相談所と連携がとれず、十分な情報のないなかで保育しなくてはならないという現状がある。

本検討会は、今後、論点について協議を進めることとしており、次回以降、別の論点について協議を行い、年末までにとりまとめを行うこととしています。

資料等の詳細は下記ホームページをご確認ください。

- 厚生労働省 > 政策について > 審議会・研究会等 > 子ども家庭局が実施する検討会等 > 地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/newpage_00030.html

◆ 社会保障審議会 児童部会 社会的養育専門委員会 (第33回)が開催される(厚生労働省)

令和3年9月7日、社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会(第33回)が開催されました(その後、第35回まで開催されています)。

社会的養育専門委員会は、下記の2つの法律に係る事項について、令和3年度内を目途に検討を行い、必要な措置を講ずることとされていることを踏まえ、本年末のとりまとめに向けて協議が進められています。

【令和3年度内を目途に検討を行い、必要な措置を講ずることとされている事項】

- 「児童福祉法等の一部を改正する法律」(H29年4月施行)の改正事項
 - ・ 「児童福祉法の理念、国・都道府県・市町村の役割の明確化」
 - ・ 「家庭的養育の推進」
 - ・ 「市町村への母子健康包括支援センターや子どもや家庭への支援を行う拠点の設置・整備」
 - 「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法の一部を改正する法律」(R2年4月施行)
 - ・ 「児童の意見表明権を保障する仕組みその他の児童の権利擁護の在り方」について
- ※令和2年度内を目途に検討するとされた「児童福祉の専門知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策」は令和2年度に実施されたワーキンググループのとりまとめを受けて、社会的養育専門委員会において議論を実施。

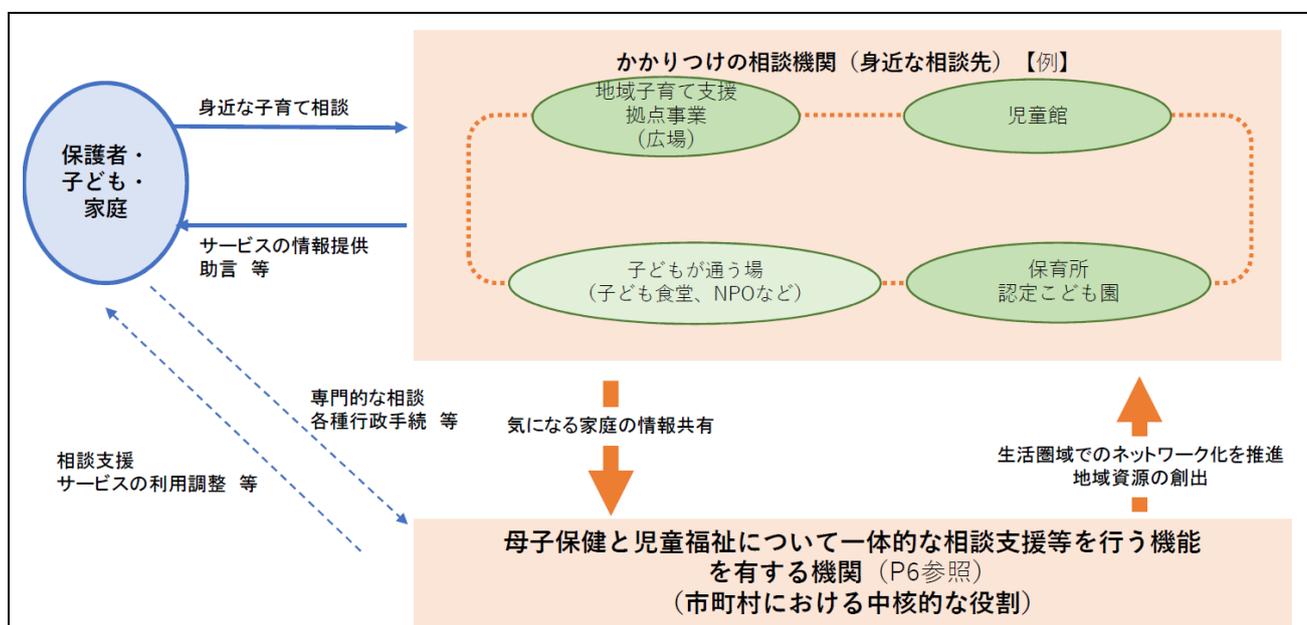
9月7日に開催された第33回の委員会では、今後の基本的な議論の方向性として示

されているうち、下記について協議が行われました。

1. 妊産婦・子育て世帯につながる機会の拡大
2. 市町村等のソーシャルワーク機能
3. 子育て世帯の家庭・養育環境への支援

「1. 妊産婦、子育て世帯につながる機会の拡大」として、「全ての子育て世帯が気軽に相談ができるよう、保育所や地域子育て支援拠点など地域の子育て資源の活用を検討する」ことが挙げられています。

具体的には、「未就園の割合が高い0～2歳の児童がいる世帯をはじめとし、全ての子育て世帯が悩み等を気軽に相談できる環境が必要」として、保育所や認定こども園等に「身近な相談先としての機能を果たせるようにしてはどうか（かかりつけの相談機関）」とされています。

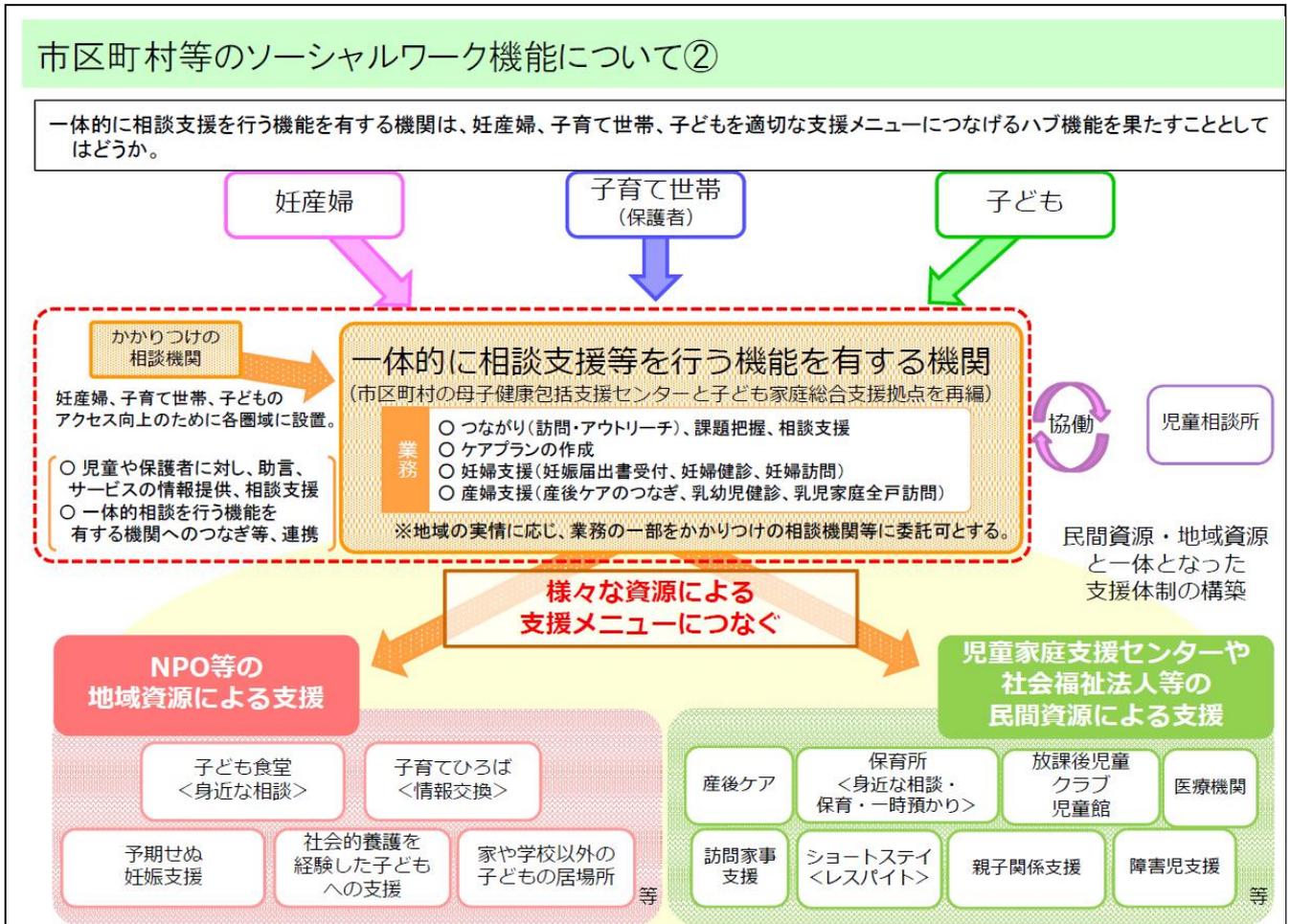


また、「2. 市区町村等のソーシャルワーク機能」として、市区町村の母子健康包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を再編し、母子保健と児童福祉について一体的な相談支援等を行う機能を有する機関を設置し、相談機関においては、支援の必要性の濃淡に応じて支援を体系立ててつなげるプラン作成等が提案されています。

「かかりつけ相談機関」は、この機関と連携するとともに、地域の実情に応じてこの機関の「業務の一部をかかりつけ相談機関等に委託可とする」と提案されています（次ページ上段のスライド参照）。

委員からは、保育所等に関連して、「保育所や認定こども園は数も多く、地域からの相談に応じるよう努めることが児童福祉法第48条の4にも明記されており、保育所等が子育て相談に積極的に取り組んでいくことは大きな前進である。しかし、そのための予算、人員配置が必要」、「保育所のソーシャルワークは重要だが、保育士にソーシャル

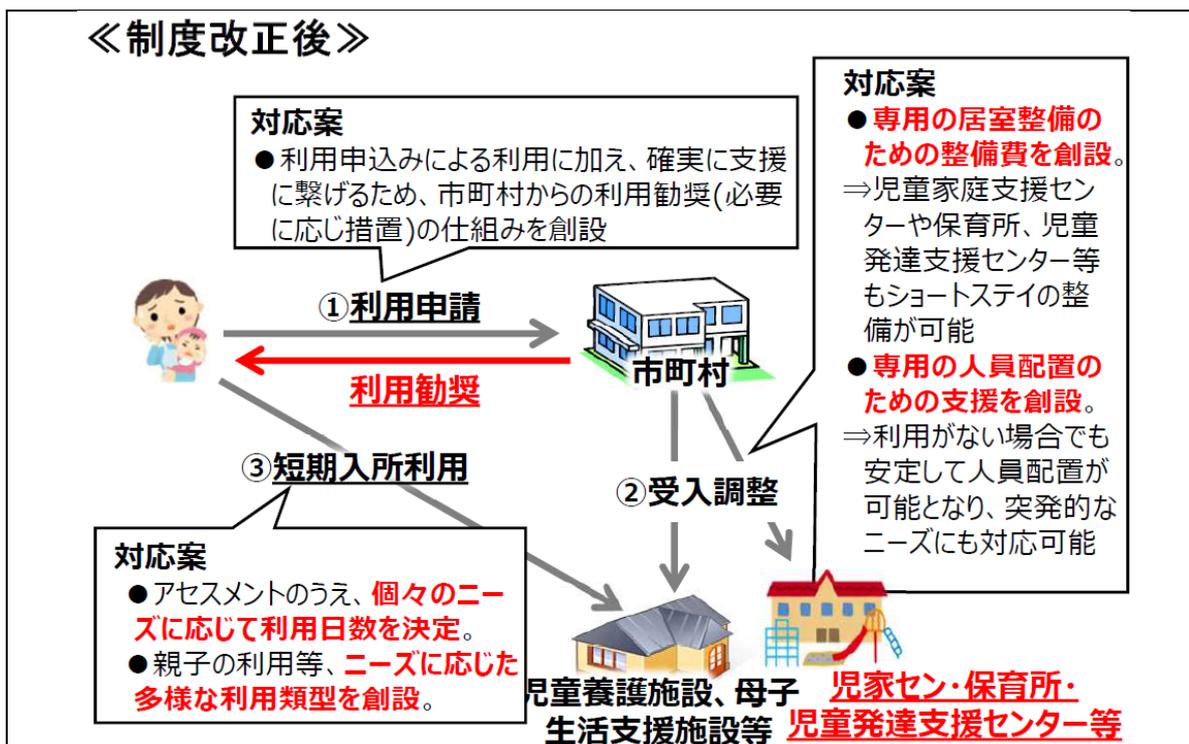
ワーク機能をもたせるのか」、「地域の子育て家庭が相談しやすくなるためには、日頃の丁寧な関わりと、それを可能にする保育の質の向上が重要」などの意見が出されました。



「3. 子育て世帯の家庭・養育環境への支援」としては、「地域子ども・子育て支援事業の子育て短期支援事業や一時預かり事業などについて、保護者や子どもが利用したい時や市区町村が必要とした際に利用できるようにする」ことが挙げられました。

そのために、具体的には、短期支援の類型を下記のように見直すとともに、保育所等もショートステイの整備が可能として、「専用の居室整備のための整備費」と「専用の人員配置のための支援」を創設してはどうかとされています。

短期支援の類型について	
現行	見直し
保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、(中略)施設に入所させ、その者につき必要な保護を行う事業	①保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、(中略)施設に入所等させ、その者につき必要な保護を行う事業 ②保護者と児童を共に入所等させ家庭における養育を可能とさせる事業 ③自らの意思で入所等を希望した児童を入所等させる事業



委員からは、保育所等に関連して、「保育所や児童発達支援センターが、短期入所にどれだけ手を挙げられるのか」、「短期入所専用の居室整備は難しい」、「保育所が相談の入口、ペアレントトレーニングを行い、必要に応じて短期入所も行っていくとなると、子ども家庭にとって身近な拠点となる」といった意見が出されました。

社会的養育専門委員会は、年内のとりまとめに向け、厚生労働省に設置されている「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」とも連携しながら、議論が深められる予定です。

資料等の詳細は、厚生労働省のホームページをご参照ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 審議会・研究会等 > 社会保障審議会（児童部会社会的養育専門委員会）

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho_126712.html

◆ 「全社協福祉ビジョン2020」推進事業「ふくし未来塾」第1期塾生募集(全国社会福祉協議会)

全国社会福祉協議会では、「全社協福祉ビジョン2020」がめざす「ともに生きる豊かな地域社会」を実現するため、人材育成事業「ふくし未来塾」を創設しました。

「ふくし未来塾」では、人口構造が大きく変化するとともに地域生活課題が一層厳しさを増す昨今、2040年に向け、社会福祉の制度の枠にとどまることのない令和時代の共生社会を創設し、けん引するトップリーダーを育成することを目的としています。



「全社協 福祉ビジョン2020」推進事業

- 【事業名】 ふくし未来塾（第1期）
- 【受講期間】 令和3年10月～令和4年7月 ※ 継続受講あり
- 【塾生定員】 30名
- 【入塾資格】 社会福祉法人（社会福祉協議会を含む）の役職員であって、法人からの推薦があること ※ 入塾に際しては、全社協において選考を行います。
- 【入塾料】 無料 ※ ただし、ゼミ、演習（合宿形式）にかかる交通費、宿泊費・食事代（ロフォス湘南）等、塾生個人に要する費用は自己負担
- 【申込方法】 受講申込書を令和3年10月12日（消印有効）までに全社協中央福祉学院に郵送してください。

全社協「ふくし未来塾」開講(10月7日) <https://www.shakyo.or.jp/miraijuku/>

全社協「ふくし未来塾」開催要綱 <https://www.shakyo.or.jp/miraijuku/details.pdf>

全社協「ふくし未来塾」受講申込書 <https://www.shakyo.or.jp/miraijuku/application.pdf>

◆ 第48回国際福祉機器展 H.C.R.2021のご案内 (全国社会福祉協議会、保健福祉広報協会)

第48回国際福祉機器展（以下、H.C.R.2021）が、11月10日（水）から12日（金）の3日間、東京ビッグサイト青海展示棟にて開催されます。本年は東京オリンピック・パラリンピックの影響により、会場を青海展示棟に移しての開催となります。

2019年度のH.C.R.と比較して展示面積は縮小されますが、フラットでコンパクトな会場の特性を活かし、わかりやすい展示ゾーンの設定やご案内、コロナ禍にあってさらにその有効性が確認されている福祉・介護現場でのICTの活用などの情報提供も行われます。

また、入場事前登録制の導入など新型コロナウイルス感染症の防止策を徹底し、全国の福祉関係者を含むご来場者に安心してご来場いただける展示会となっています。

さらに、実展示会（以下、リアル展）に先駆けて10月11日（月）よりWeb展が開催されます。「国際福祉機器展Web2021」と題した特設Webサイトにて、出展社検索や製品検索の活用、福祉・保健をテーマにした多彩なWebセミナーの閲覧などが可能です。

リアル展へのご来場およびWebサイト閲覧のためにはどちらも、必ず登録が必要です。
以下のサイトにアクセスいただき、お早めのご登録をお願いします。

リアル展・Web展合わせ国内外200社超の企業・団体が出展し、約5,000点の福祉機器
製品情報が得られるH.C.R.をぜひ有効にご活用ください。

事前の登録はこちら・・・<https://www.hcr-web.or.jp>

◆「令和3年度福祉ビジョン21世紀セミナー」のご案内 (全国社会福祉協議会)

全国社会福祉協議会では、令和3年度福祉ビジョン21世紀セミナーを動画配信により開催します。

今回のテーマは「ウィズコロナ時代の社会福祉～連携・協働の場の創造に向けて～」であり、2020年2月に全社協が策定した「福祉ビジョン2020」の具体化に向けた各施設種別協議会の行動方針策定の実践を報告するとともに、ウィズコロナ時代における、これからの社会福祉のあり方、福祉関係者に求められる取り組みについて考察することを目的としています。

【配信期間】令和3年11月1日（月）～11月30日（火）

【プログラム】

実践報告・総括講義「『全社協 福祉ビジョン2020』とこれからの社会保障」

【実践報告】全国社会就労センター協議会 副会長 松村 浩 氏

全国乳児福祉協議会 副会長 横川 哲 氏

全国社会福祉法人経営者協議会 副会長 谷村 誠 氏

【総括講義】慶應義塾大学経済学部 教授 駒村 康平 氏

講演1 「コロナ禍における女性への影響

ーコロナ下の雇用・女性支援プロジェクトチームを通してー」

東京大学 副学長 白波瀬 佐和子 氏

講演2 「ウィズコロナ時代の地域福祉実践」日本福祉大学 教授 原田 正樹 氏

【参加費】10,000円

【申込受付期間】令和3年9月3日（金）～10月15日（金）

【申込方法】下記URLよりお申し込みください。

<https://www.mwt-mice.com/events/fukushi211101/login>